

瀬戸内町入札制度等検討委員会要領

（設置）

第1条 瀬戸内町の入札制度等における透明性及び競争性を確保するための具体策等について検討し、その改善を図るため、瀬戸内町入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会設置規程（昭和52年11月10日訓令甲第3号。以下「規程」という。）第3条の規定による組織をもって充てる。

（専門委員会）

第3条 委員会は、必要ある場合は、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、現状分析、具体的な入札制度等の検討など基礎的な作業の推進に当たる。

（専門委員会の指名等）

第4条 専門委員会の委員は、委員会の委員が所属する課の職員をもって充て、委員長が指名する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和8年9月1日から施行する。